

| 令和2年第12回田野畑村議会臨時会会議録（第1号） | | | | | | |
|---|-------------------------|-----------|------------|----------|-------|------|
| 招集年月日 | 令和2年10月29日 | | | | | |
| 招集の場所 | 田野畑村役場 | | | | | |
| 開閉会日時 | 開会 令和2年11月13日 | | | 議長 | 鈴木隆昭 | |
| | 閉会 令和2年11月13日 | | | | | |
| 応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 9名 欠席 1名 | 議席番号 | 氏名 | 出席等別 | 議席番号 | 氏名 | 出席等別 |
| | 1 | 中村芳正 | 出 | 6 | 畠山拓雄 | 出 |
| | 2 | 工藤求 | 出 | 7 | 上山明美 | 欠 |
| | 3 | 上村浩司 | 出 | 8 | 中村勝明 | 出 |
| | 4 | 小松山久男 | 出 | 9 | 佐々木功夫 | 出 |
| | 5 | 佐々木芳利 | 出 | 10 | 鈴木隆昭 | 出 |
| 会議録署名議員 | 6 | 畠山拓雄 | | 8 | 中村勝明 | |
| 職務のため議場に 出席した者の氏名 | 事務局 局長 | 畠山 哲 | 主査 | 三上 恵美 | | |
| 地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名 | 村 長 | 石原 弘 | | | | |
| | 副 村 長 総務課長事務取扱 | 早野 円 | | | | |
| | 地域整備課長 | 佐々木 卓男 | 農業委員 会長 | 畠山 哲 | | |
| | 会計管理者 総務課主幹 | 平坂 聡 | | | | |
| | 地域整備課主幹 | 早野 和彦 | | | | |
| | | | | | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議に付した事件 | 別紙議事日程のとおり | | | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | | | |

令和2年第12回田野畑村議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和2年11月13日（金曜日） 午後 1時00分開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 防災行政無線デジタル化整備（第2期）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第6 議案第2号 村道ハイベ線道路災害復旧（1災606号・607号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第7 議案第3号 準用河川長内川河川災害復旧（1災304号・305号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第8 議案第4号 準用河川真木沢川河川災害復旧（1災403号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第9 同意案第1号 田野畑村農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関し同意を求めることについて
- 日程第10 同意案第2号 田野畑村農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第11 同意案第3号 田野畑村農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第12 同意案第4号 田野畑村農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第13 同意案第5号 田野畑村農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第14 同意案第6号 田野畑村農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第15 同意案第7号 田野畑村農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第16 同意案第8号 田野畑村農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

閉 会

◎開会及び開議の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 ただいまから令和2年第12回田野畑村議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎議事日程の報告

○議長【鈴木隆昭君】 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い進行します。

◎会議録署名議員の指名

○議長【鈴木隆昭君】 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において6番、畠山拓雄君、8番、中村勝明君を指名いたします。

◎会期決定

○議長【鈴木隆昭君】 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お手元に配付いたしております会期計画のとおりでありますので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長【鈴木隆昭君】 日程第3、諸般の報告を行います。

村長から議案4件、同意案8件の送付があり、お手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員より監査結果の報告書1件を受理しており、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、会議等関係であります。印刷の上お手元に配付しておりますので、ご了承願います。
なお、関係書類は事務局にありますので、御覧願います。

次に、宮古地区広域行政組合議会定例会の議決事件の概要を畠山拓雄君から報告願います。

6番、畠山拓雄君。

○6番【畠山拓雄君】 去る10月14日に招集された宮古地区広域行政組合議会定例会において審議された議案等につきまして、その概要をご報告申し上げます。

本定例会は、宮古市役所5階議場において午後1時に開議され、会期は1日限りでございました。

議案等は5件で、お手元に配付しております概要報告書のとおりでございます。

認定第1号 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定しております。

決算の状況は、歳入決算額31億3,009万9,632円に対し、歳出決算額30億5,661万8,781円であり、歳入歳出差引残額は7,348万851円となっております。

議案第1号 令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,490万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億9,587万8,000円とするもので、これを原案どおり可決しております。

補正予算の内容についてでございますが、まず歳出について、2款総務費、1項総務管理費の補正は、人件費に係る補正でございます。3款衛生費、2項清掃費の補正は、人件費に係る補正のほか、ごみ搬入路補修工事に係る補正となり、増額するものでございます。4款消防費、1項消防費の補正は、人件費に係る補正及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の決定に伴う財源補正でございます。

次に、歳入についてでございますが、1款分担金及び負担金、1項負担金の補正は、令和元年度の繰越金並びに歳入歳出補正額を調整の上、減額するものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金の補正は、緊急消防援助隊設備整備費補助金の決定によるものでございます。

5款財産収入、2項財産売払収入は、消防車両の更新に伴い、不要となった車両の売払収入を計上するものでございます。

6款繰越金、1項繰越金は、令和元年度繰越金が確定したことにより計上するものでございます。

議案第2号 宮古地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国の取扱いに準じ、新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合における救急業務手当の特例を定めようとするもので、これを原案どおり可決しております。

発議案第1号 宮古地区広域行政組合議会委員会条例の一部を改正する条例につきましては、

委員の選任事由が生じたときは、議長の指名により委員を選任できるように改正しようとするもので、これを原案どおり可決しております。

発議案第2号 宮古地区広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則でございますが、会議時間の拡大をしようとするもので、併せて議長が必要と認めるときは、会議時間の変更ができるように規定するとともに、文言の整理等、所要の改正をしようとするもので、これを原案どおり可決しております。

以上で報告を終わります。

○議長【鈴木隆昭君】 次に、岩手県沿岸知的障害児施設組合議会定例会の議決事件の概要については、お手元に配付いたしました報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時08分）

再開（午後 1時09分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎行政報告

○議長【鈴木隆昭君】 日程に従い進行いたします。

日程第4、行政報告を行います。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 令和2年10月15日から令和2年11月12日までの行政報告をさせていただきます。

10月16日、田野畑中学校仮会社Comaruとの協働連携に関する協定書の調印ということで、これまで中学校においては様々な機会を通し、仮会社を称して村の宣伝をしていただきました。このたび新しい道の駅等をその主なる活動として、いろんな地域を学び、地域の特産提案ということで、新道の駅を守り立てていくという内容の協定書を締結したところであります。子供たちの感性、実行が新しい道の駅で花開くことを希望しているところでもあります。

10月17日、北岩手・北三陸横断道路の期成同盟会の決起大会ということで、横軸連携を進めて沿岸、県北の振興を図るということで、14市町村が一堂に会して、これを進めるということで今動いているところであります。

10月19日、岩手県の町村会用務ということで、県庁のほうに訪問しました。この件は、東日本大震災によって国民健康保険の減免、免除規定が継続されております。しかしながら、復興期間10年を一つの区切りとして、維持するべきなのか、見直しを今各市町村で協議しているところで

ありますけれども、町村会としての一定の方針を県に伝えなければ、県知事は10月中旬には方針を示すということで、役員会、それから政務調査会に提案し、19日に内容を確認ということで、進めるための協議のため訪問させていただきました。

10月20日、秋田県の大仙市長を訪れた。または、他の機会も通じてお願いした件は、台風19号災害の技術者の派遣ということで、今いただいておりますけれども、これを継続していただくということで訪れました。

10月27日、同じように盛岡市長を表敬訪問しながら、今2名の職員派遣でありますけれども、一人でも継続していただくようお願いをしたところであります。

11月2日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議。

次のページになりますけれども、昨日、岩手県知事及び県議会議長を町村会の役員で訪れ、新型コロナウイルス感染症対策及び東日本大震災に係る事業の継続、それから3つ目は令和3年度の県予算の編成並びに施策に関する要望ということで、役員共々行って、各地域の情報を伝えながら、この実行がかなうように要望を行ったところであります。

次に、入札でございます。10月22日、9件の入札を執行したところであり、内容についてはお示しのとおりであります。

次のページになりますけれども、11月5日、6件の入札を執行したところであり、内容についてはお示しのとおりであります。

以上、行政報告を終わります。

○議長【鈴木隆昭君】 これで行政報告を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 次に進行いたします。

日程第5、議案第1号 防災行政無線デジタル化整備（第2期）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平坂総務課主幹。

○総務課主幹【平坂 聡君】 タブレットの議案4ページ、説明資料1ページをお開きください。議案第1号 防災行政無線デジタル化整備（第2期）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

令和2年5月1日に、議会の議決を経た防災行政無線デジタル化整備（第2期）工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるところでございます。

1、工事名、防災行政無線デジタル化整備（第2期）工事。

2、工事場所、田野畑村田野畑地内ほか。

3、変更の内容でございますが、変更前契約金額2億988万円、変更後契約金額2億1,349万9,000円、361万9,000円の増額でございます。

4、受注者、住所、岩手県盛岡市中央通2丁目2番5号、氏名、日本電気株式会社岩手支店支店長、須藤聡。

議案第1号説明資料1ページをお開き願います。主な変更の内容でございますが、屋外子局の増工、戸別受信機文字表示板の設置数量の増工等となります。説明資料1の子局ナンバー15、北部3、北山浜の子局でございますが、災害復旧工事道路が通行可能となったことから、既存の柱の機器取替えを追加すること。子局ナンバー57、沼袋13、巢合地区でございますが、音達不感住宅解消のため、子局の追加設置をしたことでございます。

次のページ、説明資料2におきましては、子局の設置位置を示しております。赤字は、当初と位置変更となった箇所でございます。

説明資料3をお開き願います。中央の赤枠で示します戸別受信機文字表示板ですが、設置を進める中で、独り暮らし老人の方1名から追加希望があり、当初設計3台から4台に変更する変更増となったものでございます。工事の進捗状況でございますが、新子局の設置と戸別受信機の設置、旧子局の撤去工事を現在行っており、12月下旬頃までに全デジタル機器の設置を終えまして、アナログ波の完全停波、切替えをする予定としております。

なお、本工事の完成予定は、令和3年3月31日となっております。

議案にお戻りください。提案理由でございますが、防災行政無線デジタル化整備（第2期）工事の変更請負契約を締結しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

4番、小松山久男君。

○4番【小松山久男君】 主な変更内容のことなのではございますけれども、屋外子局の増工についてとありますが、これは放送施設を増やすということなのですか。

平坂総務課主幹。

○総務課主幹【平坂 聡君】 屋外子局の増につきましては、巢合地区の一部の住宅で屋外子局が聞こえないという話がございます、当初予定していた子局の設置を1基追加して、不感地帯を解消しようとするものでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、小松山久男君。

○4番【小松山久男君】 屋外の放送が聞こえないという話は、ほかの地区にもあります。ほかの地区でも要望すれば、増工ができますか。

○議長【鈴木隆昭君】 平坂総務課主幹。

○総務課主幹【平坂 聡君】 今回の工事の中では、整備の前に電波の調査を行いまして、ある程度聞こえるということで現在の数量としておりまして、聞こえないという状況については、詳しく把握はしておりません。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、小松山久男君。

○4番【小松山久男君】 工事を設置してから、音声聞こえないという話が出ていますけれども、そういう箇所について再度検討する予定がありますか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時22分）

再開（午後 1時24分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

答弁を求めます。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 そのような難聴地域がないということを想定の下に今進めておりますけれども、もし完成した後にそのような地域が出てくるのであれば、それは避けなければなりませんから、増工することを検討したいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 そうしますと、今の新設の番号で57、これが位置図に載っていませんよね。これ、57番はどの位置になりますか。

○議長【鈴木隆昭君】 平坂総務課主幹。

○総務課主幹【平坂 聡君】 すみません、位置図に載っておりません。56と12の間の国道沿いになります。

（載せるべきだったなの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 位置は分かりました。ただ、果たして全世帯に屋外放送が聞こえる対応は、田野畑の地形でできますか。無理ですよ。というのは、親局がありますよね。その中継局というのは、各学区単位の中継になるのですか。地形的には無理ですよ。全村をカバーできますか。恐らく個々の対応、要望を聞いていけばエンドレスになりますよ。工期がいつまでたっても終わりませんよ。それをフォローするための戸別受信機ではないのですか。子局の増設も大切ですが、戸別で納得してもらえる、受けてもらえるのであれば、戸別受信機のほうが経費が節約できるのではないですか。いかがですか。

○議長【鈴木隆昭君】 平坂総務課主幹。

○総務課主幹【平坂 聡君】 位置図のほうでご説明いたします。防災行政無線の形態でございますけれども、長嶺中継局は長嶺中継局の一つになります。それで、長嶺中継局から直接配下の子局が赤丸で示しているところがございます。それから、再送信子局からの配下のものが水色の矢印……

(答弁になっていないの声あり)

○総務課主幹【平坂 聡君】 についての矢印になっております。再送信子局の矢印も含めまして、それらの配下の地区の全ての戸別受信機に電波が届くような仕組みとなっておりますので、それで全世帯の戸別受信機を今設置中がございますので、全世帯カバーすると考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 早野副村長。

○副村長【早野 円君】 先ほど私が申し上げましたのは、田野畑村の全てのエリアをカバーするという意味ではなくて、各地区の生活圏といいますか、生活エリアに対して音声が届くか届かないかという意味で言ったのでありまして、戸別受信機でまず大丈夫だと、間に合うよというような方といいますか、エリアがあれば、それはそれでいいと思います。ただ、その生活圏にどうしても屋外子局からの放送を聞きたいと、聞こえなければ困るという要望があれば、検討するという意味で申し上げたものであります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 戸別受信機に対して実際設置している世帯数、あるいは設置しないほうの数はどのようなあれになっていきますか。要望がないとか、必要がないで、その辺はどんな数の割合で……。

○議長【鈴木隆昭君】 平坂総務課主幹。

○総務課主幹【平坂 聡君】 現在1,291の戸別受信機の設置を予定しております。それで、前回議員さんのほうからお話もありまして、設置を希望しない世帯の方を当たって説得もしたわけですが、四、五名の方がやはり希望しないということで、その方は除いております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 金額の増加は分かったのですが、令和3年3月31日という工期は、これはあくまでもこの工期までかかるのか。もっと早くは完成にならないのか。金額が増えるから、当然工期もかかるのは当然かも分かりませんが、今の進捗状況的なものを含めてお聞きします。

○議長【鈴木隆昭君】 平坂総務課主幹。

○総務課主幹【平坂 聡君】 今の進捗状況ですけれども、戸別受信機の進捗といたしまして、1,291のうち906軒を設置済みで、70.2%の進捗となっております。工期の件でございますが、旧子局の撤去工事、あるいは移動系のデジタル無線の鉄塔等もございまして、それらの撤去工事も含めて3月31日までを予定しております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 当然完了するには、撤去しなければ完了にならないわけですが、実際このぐらい具体的に3月31日までかかる見通しですか。要するに完成というのは、撤去を含めて完成になるわけですが、その辺は、十分この期間はやっぱり必要ですかという、もう少し工期が短縮できないのかなという意味を含めて伺った。

○議長【鈴木隆昭君】 平坂総務課主幹。

○総務課主幹【平坂 聡君】 工事の進捗については、毎月定例の打合せを行いまして確認しておりますが、できるだけ工期の短縮に努めるように進めてまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 1番、中村芳正君。

○1番【中村芳正君】 このデジタルの防災無線、村民にひとしく、村は責任を持ってやるべきことだと思うのです。不感地帯があってはならないのだと思うのです。そのために、戸別受信機の外のスピーカーでカバーしてやるわけですから、災害が発生したときに、安全を守るための施設なわけです。今平坂主幹は、入らない、私は利用しませんという人があったら、できるだけお願いして努めると。また、戸別受信機も、確かに工事したら聞こえないというところがあると思います。全部なければいいのだけれども、それをやっぱり村は確かめてやって、調査して、広報でもいいし、またそれぞれの文書、それなりの文書を村民に対して出して、そういったことは絶対にやらなければならないことだと思っております。どうですか。

○議長【鈴木隆昭君】 平坂総務課主幹。

○総務課主幹【平坂 聡君】 戸別受信機を設置した後は、そのご家庭できちっと放送が鳴るか、聞こえるかの確認をしていただいて、立ち会ってもらって、そして戸別に、軒別に対応している状況でございますが、そのように不感地帯がない、聞こえないというところがないように対応はしておりますし、あと設置後も聞こえなくなったというところにつきましては逐一訪問して、確認、対応はしているところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時36分）

再開（午後 1時36分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

1番、中村芳正君。

○1番【中村芳正君】 大丈夫、確認しているところでありますでなく、今現に通じているところがあるわけで、それを利用して。その人たちに対しても、聞こえない人は村のほうに連絡してくださいとか、そういったことを確認しながらやっていかないと大変なことが起きると。ぜひそういったようなことがないように、取り組んでいただければと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 要望ですか。

○1番【中村芳正君】 はい。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第1号 防災行政無線デジタル化整備(第2期)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第6、議案第2号 村道ハイペ線道路災害復旧(1災606号・607号)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第2号、タブレットで5ページ、それから説明資料ですと4から11ページとなっておりますので、御覧願います。村道ハイペ線道路災害復旧(1災606号・607号)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

令和2年5月1日に議会の議決を経た村道ハイペ線道路災害復旧(1災606号・607号)工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、村道ハイペ線道路災害復旧(1災606号・607号)工事。

2、工事場所、田野畑村和野地内。

3、変更の内容、契約金額、変更前ですけれども、6,380万円、変更後6,005万3,400円、374万6,600円の減額となっております。

議案第2号の説明資料として、図面4枚と被災状況、完成状況の写真4枚となっておりますので、御覧願います。まず、606号の1工区の写真を御覧願います。1工区復旧延長として24メートルです。この場所は、県道交差点のほうから、海側のほうから約530メートル内陸に入った位

置というようになってございます。この上の写真が工事着手前の被災状況の全景写真で、道路の半分以上が決壊しているという状況の写真でございます。下の写真が上の写真の逆方向からとなりますけれども、現在の状況での完成している全景の写真となっております。

次に、資料の4枚中の1枚目の図面を御覧ください。1工区の復旧延長として24メートル、変更なしであります。

次に、606号の2工区の写真を御覧ください。2工区の復旧延長として9メートル。この場所は県道の交差点のほうから内陸に約250メートルほど入った位置になります。上の写真が工事着手前の被災状況の全景写真となっております。道路の路肩及び排水構造物が決壊しております。下の写真は、現在の状況での、完成しているという状況の写真となっております。

次に、資料4枚中の2枚目の図面を御覧ください。2工区の復旧延長としてLイコール9メートル、変更なしとなっております。

この606号の主な復旧工事概要ですけれども、1工区として24メートル、2工区として9メートル、2か所の合計の復旧延長は33メートルとなっております。この区間の内容ですけれども、コンクリートブロック積工が67平米、アスファルト舗装129平米、種子散布40平米となっております。

次に、607号の1工区の写真を御覧ください。1工区の復旧延長として、Lイコール37メートル。この場所は、和野のほうの集落の交差点の上のほうになりますけれども、約400メートルほど下ったヘアピンカーブの位置となります。上の写真が工事着手前の被災状況の全景写真で、排水構造物が決壊し、道路本体がなくなっているという状況となっております。下の写真ですけれども、現在の状況での完成写真、現在完成しているという全景写真となっております。

次に、資料4枚中の3枚目の図面を御覧ください。これは、1工区の復旧延長として37メートルで、変更なしとなっております。

次に、607号の2工区の被災状況の写真を御覧ください。2工区の復旧延長として63メートルです。この場所は、和野集落交差点から約600メートルほど下った位置で、上の写真は工事着手前の被災状況の全景写真でありまして、道路の排水構造物が決壊して、道路の盛土ののり面が大きく崩落している状況の写真であります。下の写真は、この下の写真の部分が現在施工途中であります。かご枠を今施工している最中の全景の写真となっております。

次に、4枚中の最後の4枚目の図面を御覧ください。2工区の復旧延長として63メートルで、変更なしとなっております。

607号の復旧概要ですけれども、1工区で37メートル、2工区として63メートル、合計復旧延長は100メートル。プレキャストの法枠工を221平米、アスファルト舗装工を291平米、かご枠451メートル、種子散布が910平米というふうな内容になってございます。

以上が606号、607号の2か所の村道ハイペ線道路災害復旧工事の主な概要となります。

今回の主な減額の理由でございます。災害査定の決定、実施当初の考え方は、県の治山工事との調整を図って、交通開放をしながら施工ができるという考え方で計画をしておりましたが、県との調整の結果、全面通行止めでの施工となりまして、実施当初での計画をしていた交通誘導員、これを、150人をゼロ人に減工として、本事業の完成を図るものであります。

完成工期は、令和3年の1月初旬を予定してございます。別途工事であります県の治山工事なのですけれども、令和2年9月24日に村道ハイベ線の治山工事の準備説明会が開催されました。その中で、片側交互通行についての質問もありました。県のほうでは、業者も交え検討しましたがけれども、山が動いているということ、それから斜面が突発的に何の兆候もなく崩れてしまう状況にあるということなどから、安全確保ができないというふうなことで、交通開放ができないという、開放は難しいということでありました。

それから、工事の施工上の安全性については、作業前の山の点検、大雨時の施工はしない。上段から施工することによって、安全確保をしながら施工を取っていくというふうなこと。地震が起きた場合には作業を中止し、点検を遵守する等々の説明がございました。会場のほうからは、安全に通れるようにしっかりと工事を進めてほしいという声が聞かれました。

4、受注者です。住所、岩手県下閉伊郡田野畑村和野263番地1、氏名、大崎建設株式会社代表取締役、畠山陸也。

理由でございますけれども、村道ハイベ線道路災害復旧（1災606号・607号）工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 この復旧工事での現在の進捗高ですか、おおむねどのぐらいか。もちろん工期は十分あるのですが、ここは順調に進んでいるやに見る限りはなっているのですが、ただ残念なことに、いわゆる県道沿いのほうの山際がどうしてもまだかかるということで、片や早く終わっても、現実的には利用できないという残念な結果なのかなと思っています。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 ご質問の件ですけれども、先ほど写真等々で見てもらいましたとおり、4か所ある中で、和野の交差点のほうから見る、下っていったほうのかご枠ですね、このかご枠の部分が現在施工途中だということで、これは交通自体には影響しない盛土のり面の箇所になりますけれども、今かご枠のほうはほぼというか、12月中には全て完了になる予定でございます。1月初旬という工期は設定しておりますけれども、これは正月明けという工期設定になってございまして、12月中には完成するというふうな見込みになってございます。

それで、村道においては通れるという、今のそのとおりな話で、これは前から議会の中でも

議論はそのとおりされてきました。片交で通せないのかという話もあります。これが説明会等々において、そのような事情ができなくなったということもありますので、そのことについては致し方ないというか、道路管理者としても、できるだけ通させてもらいたいというのは詰めてはきましたが、どうしても山が非常に難しい問題があるというふうなこと。そして、県の治山のほうは、今現在は2月いっぱい工期というふうなことになっているようです。ただ、現在こうやって施工を見る限り、どうしても山が4段で施工するというアンカーの止め方で、今上段の1段目をやっている、そして2段、3段、4段と下のほうに下がってくる施工のようですが、山がやっぱり悪いということもあって、非常に難航している工事かなというふうに思っております。ですが、頑張ってくださいまして、工期内に終わってもらおうというふうなことに今はなっておりますが、しかし現場の状況が厳しいということもあります。ということで、その状況を見ながら、3月なり、4月なりというふうな開放の時期が、それは県の施工の今後の状況ということになります。村の工事においては12月中に完成をすると、現場は完成するというふうな状況であります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 私が申し上げたいのは、残念ながら通行はできない、完成したとしてもできないわけですから、むしろ今現在村道の中で、しかも工事発注している箇所が結構あるわけです。できるだけ、むしろそっちのほうを優先して、これから12月に入れば除雪をしなければならない時期なもので、具体的には七滝口から、いわゆる道の駅、あの線のところが拡張にはなっているので、そんな大きなあれでもない。ああいう部分的な小さい箇所で、壊れるようなところをできるだけ早く……発注していなければそういうことはできない。発注している箇所については、村道の現在片側通行状況になっているところを、むしろ速やかにやれるほうがベストではないかと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 今言われたとおりのことでありまして、いずれ除雪の関係等々もそのとおりであります。いずれ早くできるところは、早く完成していきたいなというふうにも考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございますか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第2号 村道ハイペ線道路災害復旧(1災606号・607号)工事の変更請負契約の締結に関

し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第7、議案第3号 準用河川長内川河川災害復旧（1災304号・305号）

工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第3号です。タブレットで6ページ、説明資料ですと12から19ページとなっておりますので、御覧願います。準用河川長内川河川災害復旧（1災304号・305号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

準用河川長内川河川災害復旧（1災304号・305号）工事の請負契約の締結に関し、次のとおり契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、準用河川長内川河川災害復旧（1災304号・305号）工事。

2、工事場所、田野畑村明戸その7ほか地内。

3、契約金額5,929万円（うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額539万円）。

4、受注者、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村日蔭57番地4、氏名、熊谷建設株式会社代表取締役、熊谷朋之。

議案第3号の説明資料として、資料6枚、それから被災状況の写真2枚の資料となっておりますので、御覧願います。資料6枚中の1枚目の図面を御覧願います。この304号の準用河川長内川の河川明戸その3工事なのですが、この復旧延長として105メートルで、この場所は以前に明戸野球場がありましたが、その脇の河川災害復旧箇所となります。

補足資料の304号の被災状況の写真を御覧ください。上の写真が、これは右岸側の起点側から終点側の測点で、プラス21方向の写真で、下流側から上流側の方向を見ている写真です。右岸側にパネル枠を施工するという箇所となっております。それから、下のほうの写真は、左岸終点側のプラス181という測点のほうから、起点側のプラス153方向の上流側から下流方向を見ている写真で、左右岸にコンクリートブロック積工を施工するという箇所になってございます。

この304号の主な復旧の工事概要なのですが、復旧延長は105メートル、コンクリートブロック積工として341平米、張芝工を30平米、重力式擁壁を8立米というふうになってございます。

資料の6枚中の2枚目は縦断図、3枚目は護岸工の展開図、4枚目は張芝工の展開図を添付してございます。

次に、資料6枚中の5枚目の図面を御覧ください。305号の準用河川長内川明戸その3工事があります。復旧延長として67メートルとなっております。

補足資料の305号の被災状況の写真を御覧ください。上の写真ですが、上流側からの写真で、プラス33.4から起点方向を見ている写真です。根継工だとか、コンクリートブロック積工、根固め工を施工する箇所となっております。下の写真は、上流側からの写真で、終点側から起点側方向を見ている写真で、コンクリートブロック積工、護床のブロック再設置の箇所であります。

この305号の主な復旧工事概要なのですが、復旧延長は67メートル、コンクリートブロック積工として128平米、袋詰めが46袋、コンクリート根接工として30立米となっております。

資料の6枚中の6枚目はブロック積工、根継工の展開図であります。

以上が304号、305号の2か所の河川災害復旧工事の主な概要となっております。

完成工期は、令和3年3月末を予定してございます。ご不便をおかけしておりますことから、施工業者と復旧工事の手順、進捗管理等協議しながら、安全な施工が図られるよう、早期の完成を目指してまいりたいと考えてございます。

理由でございますが、準用河川長内川河川災害復旧（1災304号・305号）工事の請負契約の締結をしようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第3号 準用河川長内川河川災害復旧（1災304号・305号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第8、議案第4号 準用河川真木沢川河川災害復旧（1災403号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第4号です。タブレットで7ページ、説明資料で20から31ページとなっております。準用河川真木沢川河川災害復旧（1災403号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

準用河川真木沢川河川災害復旧（1災403号）工事の請負契約の締結に関し、次のとおり契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

- 1、工事名、準用河川真木沢川河川災害復旧（1災403号）工事。
- 2、工事場所、田野畑村真木沢その3地内。
- 3、契約金額5,357万円（うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額487万円）。
- 4、受注者、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村羅賀268番地1、氏名、佐藤建設株式会社代表取締役、佐藤治。

議案第4号の説明資料として、資料を11枚と被災状況の写真1枚の資料となっております。御覧願います。資料の11枚中、一番最後の11枚目の図面を御覧ください。一番最後になります。復旧延長として1,625メートルです。この全体の河川は、国道45号の真木沢橋の上流域のほうから真木沢浜に流れる河川で、全体の河川延長とすれば6,000メートルほどの河川となっております。このうちの、今回1,625メートルの災害復旧区間でありまして、図面左側のほうから真木沢浜の河口を起点としまして、その上流中間点付近の850という測点の位置に三鉄の高架橋がありますが、そこを通り過ぎまして、さらにその上流域775メートルの位置を終点とする範囲が復旧の区間となっております。

資料の11枚中の1から5枚目、平面図がありますが、平面図の下に横断面図が、標準断面がありますけれども、御覧願います。赤色部分が河道の掘削断面となっております、その埋塞土を除去するものであります。このような断面で、1,625メートルの区間の埋塞土を除去していきます。

次に、補足資料の403号の被災状況の写真を御覧ください。写真のほうでプラス900、終点側から起点方向を見ている写真で、向こう側のほうに三鉄の高架橋が見えております。赤色部分が埋塞土の除去となります。それから、下の写真はプラス1,200という終点側から起点側方向を見ている写真であります。赤色部分の埋塞土を除去します。また、河川断面内にある流木についても処理するものであります。

この403号の主な復旧工事概要ですけれども、復旧延長は1,625メートル、そして埋塞土の除去は2万8,000立米となります。この除去した残土処理でありますけれども、これを道路と河川との間に村有地がありまして、それを利用しまして残土処理するという計画をしております。

以上が403号の河川災害復旧工事の概要となります。

完成工期においては、令和3年3月末を予定してございます。これもご不便をおかけしておりますことから、施工業者と復旧工事の手順、進捗管理等を協議しながら、安全な施工が図られるよう早期の完成を目指してまいりたいと考えてございます。

それで、令和元年10月に発生した台風19号被害の公共土木施設災害復旧の全般の概要についてご説明したいと思います。災害査定においては、河川の被害は13河川で45か所、道路の被害は村道が28路線で111か所ありました。災害査定申請箇所は河川が25か所、道路47か所の合計72か所となっております。災害査定決定工事費とすれば、約18億5,000万円ほどとなっております。

今回工事発注方法においては、河川、道路の災害箇所を複数に組み合わせた適切な規模、工事内容を検討しまして、発注ロットを拡大して、それぞれ1つに組み合わせたパッケージとして発注計画としました。その結果として、全体の発注箇所数は38か所となっております。今回の議案をもって、38か所全てが発注となりました。ありがとうございます。そのうち、議会に係る案件は14か所となっております。そして、現在までの工事の進捗でありますけれども、完成した箇所は38か所中7か所が完成している状況となっております。それから、今後の工事の進捗においては、早期の完成を目指してまいりたいというふうに考えておりますが、やむを得ない場合においては今後繰越し承認等いただきながら、令和3年度内の完成を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

理由でございますが、準用河川真木沢川河川災害復旧（1災403号）工事の請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 かなりな延長があるので、果たしてこの金額といい、あるいは工期的なものを含めて、非常に厳しいのではないかと思うのですが、どうなのでしょう。客観的に見て、1,000メートル以上の距離とかはかなり、その辺ちょっと。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 これは、今この河川の説明しましたが、その前に切牛真木沢線、それから真木沢港線という大きな工事の災害復旧の説明させていただきました。これは、真木沢港線を通っていかないと、この現場に行けないわけですが、それは同じ業者でありまして、いずれ真木沢のほうから下りて行って、このり面が崩壊しているところを除去すれば行けるといふようなことにも、機械、重機的には行けるといふことになりますので、そこにまず行くといふようなことも、両方施工の現場を詰めながらやっていって、そして河口のほうまで機械が行けば、それはこの説明したとおり、河道の埋塞の部分除去していくといふようなことで、バックホーとダンプトラックといふようなことにもなりますけれども、そのような段取りができれば、

すぐ残土処理等々はその脇に行けますので、そこに行くまでの間に相当苦勞するということがございます。そのようなことを1つの業者でやりますので、そこを詰めながらやっていきたいというふうに考えております。

それで、先ほど説明もしましたが、これはおかげさまで全部発注になりました。そして、完成させるべきものは完成させながら、どうしてもというふうなことは今後詰めながらというふうなことを考えております。できるだけ早期にというふうなことは考えてはおりますが、そのことにおいてはこれだけの現場の箇所数、復興、復旧等々ございます。これらを考慮しながらも、頑張るところは頑張りながら、そしてどうしてもということをお願いしながら詰めてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしく願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 いいですか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第4号 準用河川真木沢川河川災害復旧(1災403号)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩(午後 2時06分)

再開(午後 2時30分)

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第9、同意案第1号 田野畑村農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長【畠山 哲君】 同意案第1号 田野畑村農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関し同意を求めることについてをご説明いたします。議案書はタブレットの8ページ、説明資料は32ページとなります。

田野畑村農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについて、農業委員会等に関する法律第8条第5項及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

資料を御覧ください。平成28年4月1日に改正されました農業委員会等に関する法律により、農業委員会の委員を任命するに当たりましては、同法第8条第5項により認定農業者の割合が委員の過半数を占めることとなっております。ただし、ただし書で区域内の認定農業者数が一定の人数を下回っている場合には、議会の同意を得た上で認定農業者等に準ずる者を含めて、少なくとも4分の1とすることが可能となっております。今回農業委員会の委員の任命に関し議会の同意を求めるに当たり、その候補者における認定農業者の割合が過半数に満たないことから、農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等またはこれらに準ずる者とするに関し議会の同意を求めるものでございます。

議案書にお戻りください。理由ですが、田野畑村農業委員会の委員を任命するに当たり、委員に占める認定農業者等またはこれらに準ずる者の割合を少なくとも4分の1にしようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

同意案第1号 田野畑村農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関し同意を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、同意案第1号は原案のとおり可決されました。

◎同意案第2号～同意案第8号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第10、同意案第2号から日程第16、同意案第8号まで7件は、いずれも田野畑村農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてでありますので、一括議題とい

たしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、日程第10、同意案第2号 田野畑村農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてから日程第16、同意案第8号 田野畑村農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてまでの7件を一括議題とすることに決定いたしました。

日程第10、同意案第2号から日程第16、同意案第8号までの同意案7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 同意案第2号から同意案第8号、田野畑村農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて。同意案第2号から同意案第8号までの田野畑村農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて、以上7件につきましては一括提案とさせていただきます。

現在農業委員会委員の任期が令和2年11月26日で終了することに伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、改めて7人の委員を任命したいので、議会の同意を求めるものです。農業委員会委員候補者につきましては、7月15日から10月30日まで公募を行ったところ、委員定員と同数の7名の応募があり、田野畑村農業委員会委員候補者審査委員会の意見を踏まえ、任命予定者を決定いたしました。

それでは、任命予定者について申し上げます。候補者の氏名、略歴等につきましては、お手元の説明資料をお開き願います。

同意案第2号。氏名、畑山正明。住所、羅賀140番地。年齢、64歳。現農業委員です。平成29年11月27日から現在まで農業委員を務められております。

同意案第3号。氏名、遠藤マキ子。田野畑58番地4。年齢、68歳。現農業委員です。平成26年11月27日から現在まで農業委員を務められております。

同意案第4号。氏名、畠山幸一。住所、南大芦57番地2。年齢、72歳。現農業委員です。平成26年11月27日から現在まで農業委員を務められております。

同意案5号。氏名、畠山静男。住所、菅窪205番地11。年齢、76歳。現農業委員です。昭和56年7月20日から平成17年7月19日まで、また平成20年7月20日から現在まで農業委員を務められております。認定農業者の親族であり、認定農業者に準ずる者として任命しようとするものでございます。

同意案6号。氏名、熊谷宗矩。住所、長根54番地。年齢、47歳。今回新たに認定農業者として任命しようするものでございます。平成29年11月27日から現在まで農地利用適正化推進委員を務められております。

同意案7号。氏名、佐々木太。切牛114番地2。年齢、68歳。今回新たに任命しようとするものでございます。現在選挙管理委員、人権擁護委員を務められております。また、民生委員を平成28年12月1日から令和元年11月30日まで務められております。

同意案8号。氏名、佐々木一也。住所、北山236番地14。年齢、51歳。元農業委員です。平成17年7月20日から平成20年7月19日まで農業委員を務められております。

提案理由ですが、任期満了に伴う田野畑村農業委員会の委員を任命しようとするものであります。

同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 2時40分）

再開（午後 2時40分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

最初に、日程第10、同意案第2号 田野畑村農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決いたします。この表決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、同意案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、同意案第3号 田野畑村農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決いたします。この表決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、同意案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、同意案第4号 田野畑村農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決いたします。この表決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、同意案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、同意案第5号 田野畑村農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決いたします。この表決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、同意案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、同意案第6号 田野畑村農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決いたします。この表決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、同意案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、同意案第7号 田野畑村農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決いたします。この表決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、同意案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、同意案第8号 田野畑村農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決いたします。この表決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、同意案第8号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 以上で本臨時会に付された事件は全て議了しましたので、会議を閉じます。

令和2年第12回田野畑村議会臨時会を閉会といたします。

(午後 2時43分)